

広島県告示第五百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年六月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
前原皮膚科クリニック	府中市高木町一八六番地	平成二十二年五月三十一日
こだま整形外科医院	安芸高田市吉田町常友三四一番地一	平成二十二年五月三十一日
第二富田歯科診療所	三原市大和町和木一五二五番地一	平成二十二年三月三十一日
ファーマシイ丸山調剤薬局	尾道市西久保町二二番地三〇	平成二十二年四月三〇日